

労働安全衛生関係法令の改正（平成 30 年 6 月）

# フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型安全帯を使用して作業を行わせるときは、『墜落制止用器具を用いて行う作業に係る特別教育[以下「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」という。]』の修了者でなければならないことが平成 31 年 2 月 1 日から義務化されました。

修了証発行：全建総連大分県建設合同労働組合

墜落・転落等の労働災害対策を万全に！！

申込者が6名に満たない場合は中止



## 【第 21 回フルハーネス型安全帯使用作業特別教育】

日 時：2023 年 6 月 25 日(日) 午前 8 時 50 分～午後 5 時 00 分

申込期日：2023 年 6 月 7 日(水)迄、但し定員 20 人になり次第締切ります。

会 場：大分建労会館 2 階（大分市萩原 1-7-13）

【教 育 の 内 容】 ①作業に関する知識、②労働災害の防止に関する知識

③関係法令、④墜落防止用器具に関する知識、

⑤墜落制止用器具の使用実技(フルハーネス等の正しい取扱い方法)

\*6 時間の講習で試験はありません。作業着等の実技にふさわしい服装でお越し下さい。

【受 講 料 金】 組合員および同居家族 7,000 円、一般 10,000 円（テキスト代を含む）

ご自身の都合により受講されない場合、受講料は一切返金致しません。（中止を除く）

【受 講 資 格】 年齢等は特に制限がありません。どなたでも受講可。

【申 込 み 方 法】 下記の申込書に必要事項を記載し、受講料と切手（¥404 円）を貼った封筒（修了証は本人に直接簡易書留で郵送します）を添えて、組合事務所へお申込みください。

問い合わせは、全建総連大分県建設合同労働組合 097-556-1835

キ リ ト リ

第 21 回受講日 2023 年 6 月 25 日(日)

## フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 受講申込書

|      |       |     |  |
|------|-------|-----|--|
| ふりがな |       |     |  |
| 氏 名  | Ⓜ     |     |  |
| 住 所  | 〒     |     |  |
| 電話番号 | ( )   | 職 種 |  |
| 生年月日 | 年 月 日 |     |  |

申込み 年 月 日 全建総連大分県建設合同労働組合 殿

\* 申込書に記載する内容は、安衛法で定められた記載事項であり、修了証発行に必要です。

\* 本申込書にご記入いただいた個人情報、教育を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。

\* フルハーネス型安全帯を持っている人は、持参して下さい。

| 実施管理者 | 受付者 | 受付日・受領金額 | 修了証番号 |
|-------|-----|----------|-------|
|       |     | 年 月 日    |       |
|       |     | ¥        |       |

